

(様式1)

令和 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先 () -

特定生産緑地指定申請 兼 農地等利害関係人同意確認書

次の生産緑地の特定生産緑地への指定について、農地等利害関係人の同意の確認と合わせ申し込みます。

1. 特定生産緑地指定を希望する生産緑地

生産緑地名称	所在区	所在地	面積(m ²)	生産緑地指定日

※ 表に入りきらない場合は、(続き欄 1)にご記入ください。

2. 農地等利害関係人の同意

権利種別	住 所	氏 名
所有権・抵当権 ・賃借権 ・他()		
所有権・抵当権 ・賃借権 ・他()		
所有権・抵当権 ・賃借権 ・他()		

※ 申請者も「2 農地等利害関係人の同意」欄にご記入ください。

※ 農地等利害関係人の権利が証明できる書面を添付してください。

※ 該当する権利に○をつけるか、「他()」欄に権利名称をご記入ください。

※ 相続税及び贈与税の納税猶予の適用によって税務署長が抵当権者となっている場合は、大阪市で一括して同意を取得しますので記入は不要です。

※ 農地等利害関係人が表に入りきらない場合は、(続き欄 2)にご記入ください。

(様式2)

令和 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先 () -

特定生産緑地指定提案書

次の生産緑地は、周辺の地域における公園、緑地、その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効なものであると思料するため、生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の4第1項の規定に基づき、同法第10条の2第1項に規定する特定生産緑地として指定することを提案します。

1. 特定生産緑地指定を提案する生産緑地

番号	生産緑地名称	所在区	所在地	面積(m ²)	生産緑地指定日
1					
2					

※ 表に入りきらない場合は、(続き欄 1)にご記入ください。

2. 農地等利害関係人の合意

上記の生産緑地について、生産緑地法第10条の4第1項の規定に基づき、特定生産緑地として指定することを提案することに合意します。あわせて、生産緑地法第10条の2第3項の規定に基づき、大阪市が上記生産緑地を特定生産緑地として指定することに同意します。

権利を有する 生産緑地の番号	権利種別	住 所	氏 名
	所有権・抵当権 ・賃借権 ・他()		
	所有権・抵当権 ・賃借権 ・他()		

※ 申請者も「2 農地等利害関係人の合意」欄にご記入ください。

※ 農地等利害関係人の権利が証明できる書面を添付してください。

※ 該当する権利に○をつけるか、「他()」欄に権利名称をご記入ください。

※ 農地等利害関係人が表に入りきらない場合は、(続き欄 2)にご記入ください。

3. 添付書類

当該地の登記事項証明書(全部事項証明書)※法務局備付のもの

当該地の公図 ※法務局備付のもの

当該地の地積測量図(法務局に登録がある場合のみ)

当該地の位置図(付近見取図)

農地等利害関係人の現住所と登記簿の住所が異なる場合は、住所の沿革を証する書面

農地等利害関係人全員の本人確認書類の写し(免許証、パスポートなど)

農地等利害関係人が法人である場合は、定款又は寄付行為の写し

委任状(代理人による申請の場合)

※ 公的機関等が発行する証明書類については、発行日から3か月以内の写しもの

※ 相続登記未済の場合など、個々に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。

(続き欄 1) 特定生産緑地指定を提案する生産緑地

番号	生産緑地名称	所在区	所在地	面積(m ²)	生産緑地指定日
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

(続き欄 2) 農地等利害関係人の合意

権利を有する 生産緑地の番号	権利種別	住所	氏名
	所有権・抵当権 ・賃借権 ・他()		
	所有権・抵当権 ・賃借権 ・他()		
	所有権・抵当権 ・賃借権 ・他()		

(様式3)

大経産第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

特定生産緑地に指定しない旨の通知書

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の4第1項の規定に基づく特定生産緑地として指定することの提案(年 月 日付 特定生産緑地指定提案書)について、次のとおり指定しないこととしましたので、同法第10条の4第2項に基づき、その旨を通知します。

記

1. 特定生産緑地に指定しない生産緑地

番号	提案年月日	申出基準日	生産緑地名称	所在地	提案面積(m ²)

2. 特定生産緑地に指定しない理由

1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
2. この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
3. ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(様式4)

大経産第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

特定生産緑地指定通知書

次の生産緑地について、生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項に規定する特定生産緑地として指定します。

なお、特定生産緑地としての法的効力が生じるのは、申出基準日以後であることにご注意願います。

記

特定生産緑地名称	所在地	面積(m ²)	申出基準日
			年 月 日

(留意事項)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(様式5)

令和 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先 () -

特定生産緑地指定期限延長申請 兼 農地等利害関係人同意確認書

次の特定生産緑地への指定の期限の延長について、農地等利害関係人の同意の確認と合わせ申し込みます。

1. 指定の期限の延長を希望する特定生産緑地

特定生産緑地名称	所在区	所在地	面積(m ²)	申出基準日

※ 表に入りきらない場合は、(続き欄 1)にご記入ください。

2. 農地等利害関係人の同意

権利種別	住 所	氏 名
所有権・抵当権 ・賃借権 ・他()		
所有権・抵当権 ・賃借権 ・他()		
所有権・抵当権 ・賃借権 ・他()		

※ 申請者も「2 農地等利害関係人の同意」欄にご記入ください。

※ 農地等利害関係人の権利が証明できる書面を添付してください。

※ 該当する権利に○をつけるか、「他()」欄に権利名称をご記入ください。

※ 相続税及び贈与税の納税猶予の適用によって税務署長が抵当権者となっている場合は、大阪市で一括して同意を取得しますので記入は不要です。

※ 農地等利害関係人が表に入りきらない場合は、(続き欄 2)にご記入ください。

(様式6)

大経産第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

特定生産緑地指定解除通知書

次の特定生産緑地については、生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで解除しましたので、通知します。

記

1. 解除する特定生産緑地

生産緑地名称	所在区	所在地	面積(m ²)

2. 特定生産緑地指定を解除する理由

1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
2. この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
3. ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。